

教政第104号  
令和2年(2020年)4月27日

各県立学校長様

教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業  
(休校)の延長について(通知)

令和2年4月13日付け教政第40号において、県立学校の5月6日(水)までの臨時休業については通知したところです。

この通知以降、県内は、緊急事態宣言の対象地域となり、熊本市を中心に感染者数の増加が続いています。また4月21日からは、熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が定める地域区分基準における「感染拡大傾向期」に移行しており、「感染拡大警戒地域」と同じ対応を一步先んじて実施する必要があります。

このように、本県を取り巻く感染の状況は予断を許さず、引き続き、県立学校においても、いつ感染が広まるか大変危惧される状況にあると総合的に判断し、より一層の感染防止を図るため、下記1及び2のとおり決定しました。

つきましては、各県立学校においては、引き続き別紙の事項に留意のうえ、適切に対応いただくようお願いします。

記

- 1 臨時休業(休校)を行う学校  
全ての県立学校
- 2 臨時休業(休校)を実施(延長)する期間  
令和2年5月7日から5月31日まで
- 3 留意事項  
文部科学省の「II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月17日改訂版)」を踏まえること。

**【問い合わせ先】**

○感染症対策健康管理及び学校給食に関すること

県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原

096-333-2712

○心のケアに関すること

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、木山

096-333-2720

○差別やいじめ等への対応に関すること

市町村教育局人権同和教育課 柳田、富田

096-333-2702

県立学校教育局学校安全・安心推進課 坂本、江藤

096-333-2720

○学習指導及び学校行事の実施に関すること

県立学校教育局高校教育課 前田、松坂、大塚、新生

096-333-2685

○部活動に関すること

(文化部) 教育総務局文化課 伊藤、柳

096-333-2704

(運動部) 県立学校教育局体育保健課 濱本、鳴瀬

096-333-2711

○特別支援学校に関すること

県立学校教育局特別支援教育課 宮本、竹永

096-333-2683

○教職員の服務に関すること

教育総務局学校人事課 横川、上村

096-333-2694

○授業料等の取扱いに関すること

教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

○就学援助等に関すること

市町村教育局義務教育課 松山、荒木

096-333-2687

○高校生等への修学支援に関すること

(就学支援金) 教育総務局学校人事課 佐藤、永田

096-333-2692

(奨学給付金・育英資金等) 県立学校教育局高校教育課 大谷、後藤

096-333-2682

※下線=前回4月13日付通知からの変更箇所

## 別紙

### 県立学校の臨時休業に伴う留意事項について

#### 1 感染症対策及び健康管理について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための休業であることを児童生徒等及び保護者に周知し、以下の点に留意して予防に努めるよう徹底を図ること。
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合及び濃厚接触者に特定された場合、PCR検査を受けることが決定した場合等には、速やかに学校へ報告すること。
  - ・令和2年4月10日付け教体第96号で通知の健康観察シート（例）を活用するなどして、毎朝、検温及び健康状態の確認を行うこと。
  - ・自宅においても、咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等の感染症対策をしっかりと行うこと。
  - ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの密が重なる場所等への外出を控え、基本的に自宅で過ごすこと。
  - ・「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」など規則正しい生活習慣を心がけ、心身の健康管理に努めること。
  - ・「適度な運動」については、一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう配慮の上、適宜、安全な環境の下で運動の機会確保に努めること。（例：体操、ジョギング、散歩、縄跳び等）
  - ・運動時間については、小学生は1日30分程度、中高生は30～60分程度を一つの目安として、児童生徒にとって無理のない範囲で、毎日継続的に運動を行うこと。

#### 2 臨時休業中の学習指導について

- 令和2年（2020年）4月24日付け教高第99号の通知で示した「臨時休業期間の長期化を見据えた学習支援に関する基本方針」に基づき、必要な指導等を適切に行うこと。
- 進路等のために特別な指導が必要な生徒に対しては、個別の対応を行うなど配慮すること。
- 留学や旅行等については、新型コロナウイルス感染症に関する情報を踏まえたうえで、自粛も含め、再検討するよう保護者等に周知すること。

### 3 臨時休業中の生徒指導について

- 臨時休業の長期化に伴い、生活習慣の乱れやSNS等使用によるトラブルが懸念されることから、令和2年2月28日付け学安第630号で通知の「臨時休業及び学年末・学年始休業中における生徒指導について」を参考にするなどして、学校が家庭や地域、関係機関等と連携し、児童生徒の見守り等を行うこと。

### 4 臨時休業期間中の登校日等について

- 児童生徒等の心身の健康維持や学習支援等のために必要な場合は、各学校長の判断で登校日を設定することは可能であるが、地域の状況等に応じ、感染拡大防止の観点から適切に判断すること。なお、登校日を設ける際には、日数については必要最小限とし、令和2年4月10日付け教体第96号を遵守し実施すること。また、学年ごとの分散登校の実施、多くの児童生徒を集めての体育館等での集会等を控えること等、万全の感染症対策を講じ、3つの条件（密閉・密集・密接）を避けるよう配慮すること。
- 学校と家庭との連絡体制を構築すること。

### 5 部活動について

- 部活動については校内外全ての活動を休止すること。

### 6 障がいのある児童生徒等について

- 障がいがあり、自宅等で一人で過ごすことが困難な児童生徒等において、保護者が仕事を休めず、地域の障害福祉サービス等の活用も困難な場合については、児童生徒等が同じ場所に長時間集まることがないよう必要な対策を取った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の配慮を行うこと。

### 7 家庭との連携について

- 各学校の取組等については、保護者に周知を図ること。また、特段の配慮が必要な児童生徒等の家庭訪問や電話連絡等により適宜適切な状況の把握に努めることとするが、家庭訪問については、接触の機会を考慮し、必要最小限とすること。

### 8 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応について

- 臨時休業期間中においても、児童生徒等からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的に対応すること。

## 9 児童生徒等の心のケアについて

○ 児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒が存在すると考えられることから、児童生徒等の心のケアに引き続き努めること。

なお、学級担任等により自宅で過ごす児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、専門家等の支援が必要な場合は、スクールカウンセラー等と連携した対応を行うこと。

また、長期化する臨時休業等に起因する不安や悩み、相談やカウンセリングの要望等を早期に把握するため、県立学校生徒を対象とした「スクールサイン」の幅広い活用方法等含め、その周知を徹底すること。